

町田市公園緑地等の公益的活動に関する活動基準

第1 目的

この基準は、町田市公園緑地における公益的活動の実施に関する要領（2024年4月1日施行 以下要領とする）第3の規定に基づき、公益的活動に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 公益的活動

1. 内容

要領に規定する公益的活動の内容は、次の各号の要素を含むものであること。

- (1) 公共の福祉の増進に資することを目的とする活動であること。
- (2) 草刈、除草、ごみ拾い、落ち葉清掃等、公園緑地等を良好な状態に保つための活動を行うものであること。
- (3) 活動は、市長または指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法で行った町田市公益的活動団体登録・変更・廃止申請、または、町田市公益的活動団体登録申請書(第1号様式)、町田市公益的活動登録内容変更(取消し)承認申請書(第4号様式)を提出し承認を受けた活動であり、観察会、勉強会、散策、作業講習に類した公益性を有するものであり、活動を行うことによって、その成果が特定の者に帰属したり、利益を生み出したりするものではないこと。

2. 活動内容における要件

前項の公益的活動は、次の各号の要件を満たすものであること。

- (1) 公益的活動を行う者及び当該活動を行う場所周辺の安全が確保できること。
- (2) 公益的活動を行う場所に私有地を通行することなく出入りできること。
なお、当該土地所有者等の同意を得ている場合この限りでない。

(3) 前項（2）活動を行う場合は、活動内容を確認できる資料を市または指定管理者に提出し、市長または指定管理者の承認を受けなければならぬ。

3. 謝礼金支給の要件

要領第12の規定に基づく謝礼金の支給については、次を満たすものを対象する。

- (1) 一区域につき、月1回以上の活動を行うものであること。
- (2) 市長または指定管理者が指定する電子情報処理組織を用いた方法で行った町田市公益的活動団体報告申請、または、活動報告書（第6号様式）が提出され、その内容が団体登録の内容に適合すると認められるもの。

4. 公益的活動に対する指導、助言

市長または指定管理者は、必要に応じ、登録団体の活動実施状況について調査を行い指導及び助言を行うことができる。

第3 団体の遵守事項

1. 遵守すべき事項

- (1) 登録団体は、その他関係団体及び地域との連携を図り、良好な関係を保つこと。
- (2) 利用者及び近隣住民への迷惑になる行為は行わないこと。
- (3) 利用者の安全に配慮した活動を心がけること。
- (4) 活動を実施するために持ち込んだ物品及びごみ等は全て持ち帰ること。
- (5) 竹木の伐採等を無断で行わないこと。
- (6) 活動時間は、原則として8時30分から17時までとすること。
- (7) 火気は使用しないこと。

- (8) 車両は、原則として乗り入れないこと。
- (9) 動植物の移入、捕獲、殺傷及び採取をしないこと。
- (10) 土石の類の採取その他土地の形質変更を行わないこと。
- (11) 工作物を設けないこと。
- (12) 立ち入り制限を目的とした柵の設置を行わないこと。
- (13) 活動によって発生した不要物については、適正に処分すること。
- (14) 有志の団体は、会員を広く募集し、正当な理由がなく新たな参加者を拒むものでないこと。

2. 東京都指定希少野生動植物種

公園緑地等に生育又は生息する個体で、東京都希少野生動植物種に指定されている野生動植物の種は「東京における自然の保護と回復に関する条例」第39条の規定により取り扱うこと。

第4 自己の責任

1. 損害賠償

登録団体は、活動において故意又は過失により市または指定管理者、土地所有者又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償についてすべて責任を負うものとする。

2. 自己責任

登録団体が行う公益的活動は、すべて、自らの責任において行うものとし、活動中に生じた事故について、市、指定管理者及び土地所有者は、その責任を一切負わないものとする。

3. 保険適用の範囲

町田市が加入しているボランティア活動災害補償制度の範囲において活動中の適用が受けられるものとする。

第5 その他

公益的活動に伴い発見した遊具等の施設の破損等の他、樹木の立ち枯れ、

枝折れ及び病害虫の発生等については、速やかに市に報告するものとする。

附 則

この基準は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2024年4月1日から施行する。